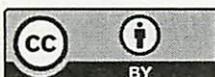




Movements for the Internet Active Users
一般社団法人インターネットユーザー協会

ユーザー目線で考える ロッカー型クラウドサービスと著作権のありかた

文化庁 文化審議会 著作権分科会 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」 提出資料



この文書は クリエイティブ・コモンズ 表示 3.0 非移植 ライセンスの下に提供されています
<https://creativecommons.org/licenses/by/3.0/deed.ja>

1

クラウドロッカーと著作権の関係を考える上での前提 その1

データのほぼ全てをクラウドに置くようになる時代の到来

ブロードバンドの発展はつづく

インターネットはより高速に。

特にモバイルインターネット回線の速度が向上し、トラフィックも増える。

データ圧縮技術の向上

H.265/HEVCエンコーダの登場で、画質はそのままに、データ量は半分に。

すでにデータはほとんどクラウド上に置くという設計思想の端末も普及をはじめている



TOSHIBA CB30-A3120 Chromebook

ChromeOS搭載

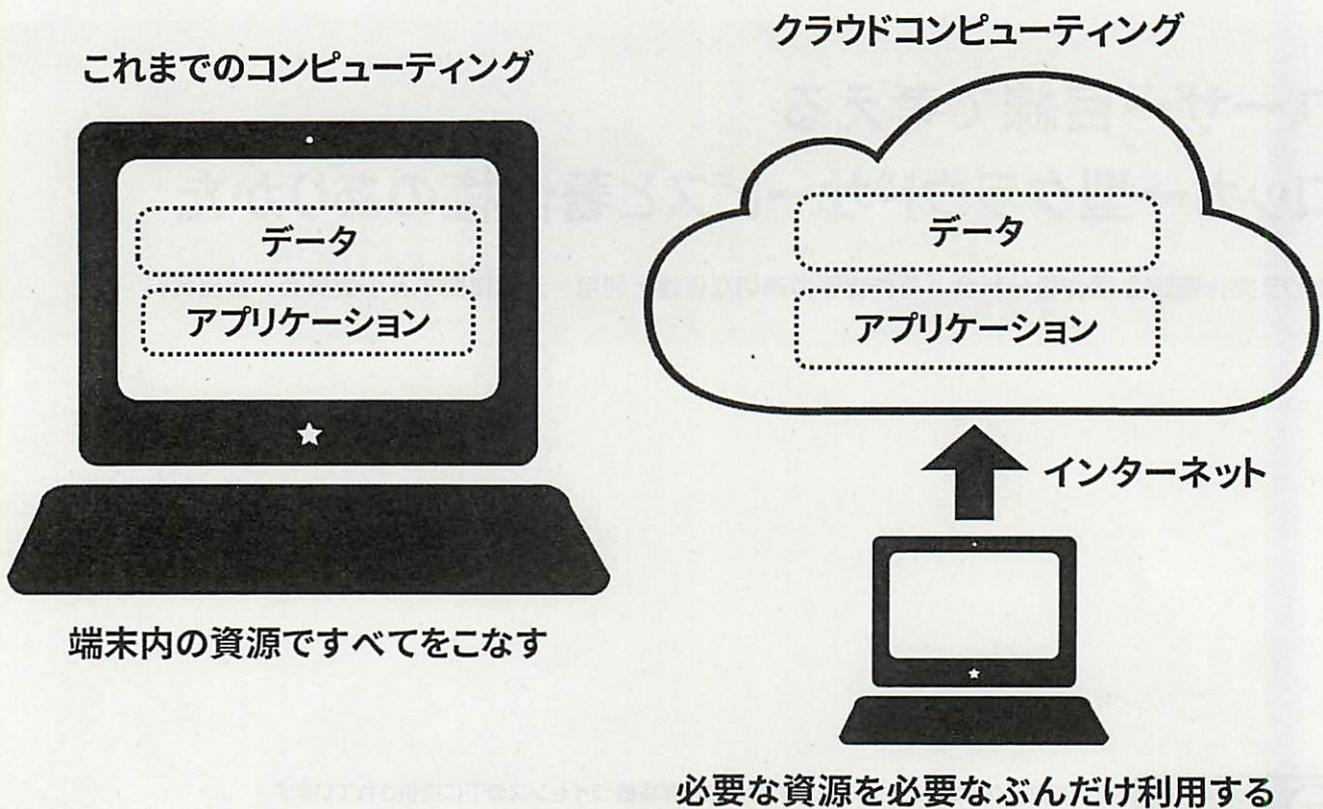
メモリ:2GB

ストレージ:116GB

(16GB Solid State Drive + 100GB Google Drive)

2

クラウドロッカーと著作権の関係を考える上での前提 その2



3

クラウドロッカーと著作権の関係を考える上での前提 その2

技術的に見ればクラウドロッカーもWebメールもほぼ同じもの

ソフトウェア 例: Dropbox、Gmail	SaaS (Software as a Service) ソフトウェアをサービスとして提供するもの
プラットフォーム 例: Heroku、Google App Engine	PaaS (Platform as a Service) ソフトウェアを動かすプラットフォームをサービスとして提供するもの
インフラストラクチャ 例: サーバ	IaaS (Infrastructure as a Service) サーバやCPU、ネットワークなどのインフラをサービスとして提供するもの

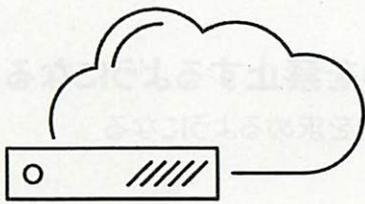
「クラウド上のサーバにデータを保存し、ネットワーク上で操作する」という視点からは、クラウドロッカーもWebメールもSaaSに分類され、サービスを実現する技術はほぼ同じであり、区別は難しい

4

クラウドロッカーと著作権に関する制度設計を行う上では
今後のIT技術の発展のロードマップを把握する必要がある
制度が技術発展を阻害しないような視点を持つべき
制度が将来思わぬ分野に影響を与えないように検討すべき

5

クラウドロッカーへのデータの保存は許諾の必要な複製にあたるか



同期



クラウドロッカーはいわばワイヤレスHDD/SSD

技術の進歩によってネットワーク上にデータを保存するようになったクラウドロッカーの利用はパーソナルなものでHDD/SSDへの私的複製と同様の態様

違法なファイル共有は検挙しやすい

共有リンクにはユーザーが紐づいており、発信者情報を追いかける

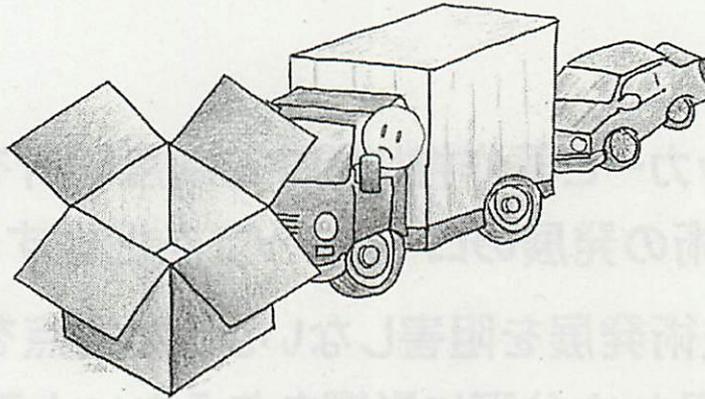
利用者のファイル名・タグ情報は個人情報

事業者が利用者の許諾なく調査することは目的外利用にあたる
個人識別性低減データの取り扱いについては法改正作業中

クラウドロッカーへのデータ保存は私的複製である

6

ファイルへの多数のアクセスは規制される



Error (509)

This account's public links are generating too much traffic and have been temporarily disabled!

このアカウントのパブリックリンクにはたくさんのトラフィックが発生しており一時的に利用不可能となっています

7

クラウド事業者に対して対価還元義務を与えた場合、どうなるか

事業者は利用規約で音楽ファイルや映像ファイルの取り扱いを禁止するようになる
あるいは音楽ファイルや映像ファイルの取り扱いを行うために別契約を求めるようになる



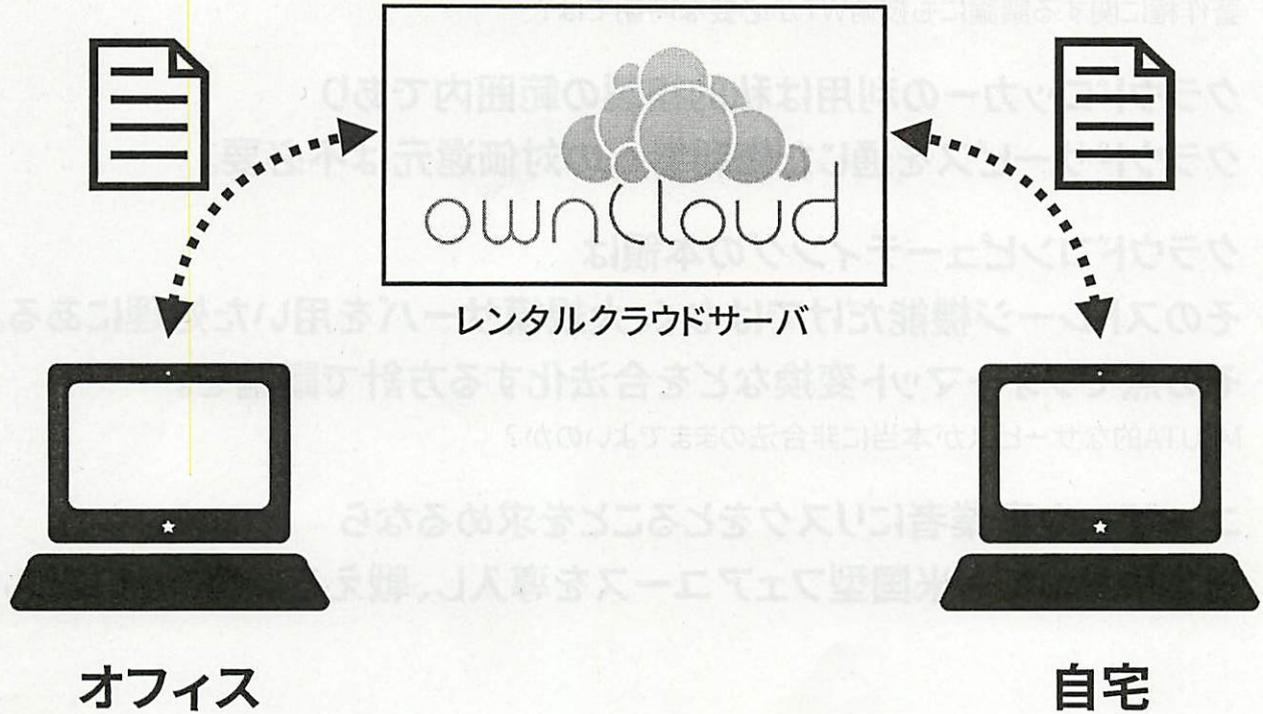
期待通りの対価還元を得られない
ユーザーは制限のない海外のサービスを使う
事業者の撤退・参入障壁
クラウドサービスを用いた音楽・映像へのイノベーションがストップ

対価還元義務は国内産業の空洞化の原因となり、成長戦略としては不適合

8

その他技術的な観点 I

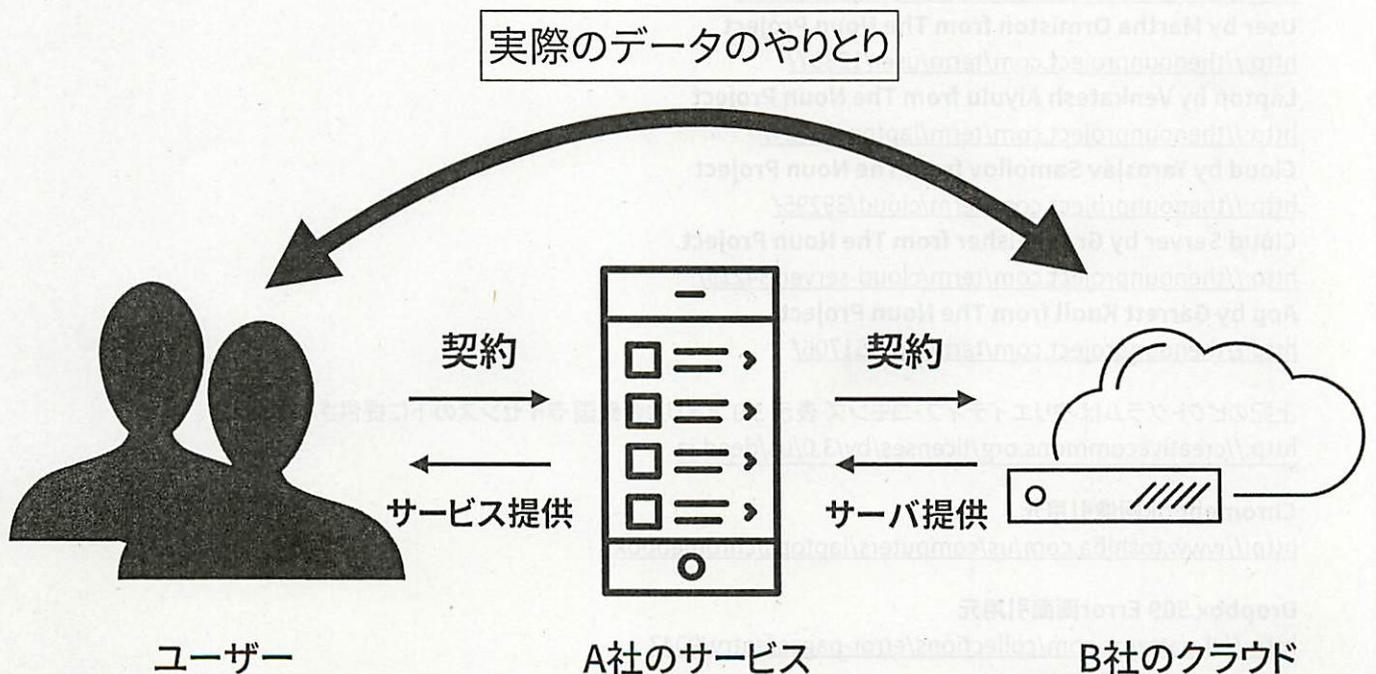
ユーザー自身がフリーソフトウェアを用いて
クラウドサービスを構築する場合



9

その他技術的な観点 II

事業の立ち上げ時に他社のクラウドサーバを借りる場合



10

- ・ クラウドサービスの今後のロードマップを十分把握した上で未来を見据えた制度設計・検討をすべき。
著作権に関する議論にも技術WTが必要な時期では？
- ・ クラウドロッカーの利用は私的複製の範囲内でありクラウドサービスを通じた権利者への対価還元は不必要。
- ・ クラウドコンピューティングの本領はそのストレージ機能だけではなく、大規模サーバを用いた処理にある。その点でフォーマット変換などを合法化する方針で議論を。
MYUTA的なサービスが本当に非合法のままでよいのか？
- ・ ユーザーや事業者にリスクをとることを求めるなら日本においても米国型フェアユースを導入し、戦えるようにしてほしい

クレジット

この文書内のピクトグラムは下記を利用しました。

Document by Prerak Patel from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/document/4561/>

User by Martha Ormiston from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/user/12397/>

Laptop by Venkatesh Aiyulu from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/laptop/19554/>

Cloud by Yaroslav Samoilov from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/cloud/39295/>

Cloud Server by Grant Fisher from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/cloud-server/34215/>

App by Garrett Knoll from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/app/51706/>

上記のピクトグラムは クリエイティブ・コモンズ 表示 3.0 アメリカ合衆国 ライセンスの下に提供されています。

<http://creativecommons.org/licenses/by/3.0/us/deed.ja>

Chromebook画像引用元

<http://www.toshiba.com/us/computers/laptops/chromebook>

Dropbox 509 Error画面引用元

<http://ui-patterns.com/collections/error-pages/entry/9047>

Owncloudロゴ引用元

<https://owncube.com/reseller-en.php>